

そこが聞きたい

離婚後共同親権の導入検討

福岡大学教授

小川 富之 氏

法務省が離婚後の子育てに関する法制度を検討する研究会を設置した。論点の一つが親権①—①制度だ。日本は父母が離婚した場合、一方が親権を持つ「単独親権」制度だが、離婚後共同親権の導入に向けた国会議員の活動が活発化し、肯定的な報道も相次いでいる。問題はないのか。欧米の家族法制に詳しい福岡大・小川富之教授(家族法)に聞いた。

聞き手・中川聡子、写真も

「日本も諸外国のように、父母が離婚しても共同で親権を持てる制度が必要だ」という声が上がっています。

親子の権利義務を示す概念は、各国さまざまである。「先進国は離婚後も共同親権だ」とよく報道されますが、不正確です。欧米では共同監護(養育)を推進する法整備はなされましたが、日本では「親権」を離婚後の父母が共同で行使する国はありません。

イギリスやオーストラリアなどは「親権」を廃止し「親責任」という概念を導入しました。親の権利性を弱め、義務を明確にする狙いです。米国では、離婚時に親権は終了し、後見と監護という形の子に関わる州もあります。多くの国は裁判所が父母の養育分担をチェックし、離婚を認める仕組みです。

一方、日本は9割が協議離婚です。婚姻中は同居し協力して子育てするため共同親権ですが、離婚し別々に暮らす場合、同居親に第一義的な養育責任を課するために単独親権としています。そして、民法766条②③で具体的な子育ては「父母の協議で定める」としています。現行制度でも父母が合意すれば、共同養育をすることは可能です。しかし対立が激しい父母が共同で親権を行使すれば、適切



おがわ・とみゆき
アジア・太平洋法律協会(LAWAS I.A) 家族法部会長、国際家庭裁判所・調停裁判所協会(AFCC) 理事など
歴任。共著に「離婚後の共同親権とは何か 子どもの視点から考える」など。

に子の養育方針が決められない可能性が高くなります。さらに虐待や暴力があるケースだと被害が継続してしまいます。

諸外国では、どのように共同養育が行われているのでしょうか。

現実には、父母が均等に養育時間を分担しているケースは、全体の1〜2割に過ぎません。しかも、欧米は共同監護(養育)を推進する法制度の弊害が明らかにあり、見直しを進めている段階です。

典型例がオーストラリアです。1995年に連邦家族法を改正し「親責任」概念を導入し、子が父母により養育される権利を明記しました。2006年には面会交流に肯定的な親を監護親として優先する「フレンドリーペアレント」条項も設けられました。さらに、約4億豪ドル(350億円)をかけた家族関係支援センター

(FRC)を全国の主要都市を中心に整備しました。暴力や虐待がないかを見極め、父母の紛争を解決し、養育計画の取

り決めや実施を支援するワンストップセンターです。

しかし養育分担で父母の対立が深刻化し、裁判所で争われる事件数が激増しました。「共同養育に消極的な親」というネガティブな評価を受けることを恐れ、配偶者による暴力の訴えを控えるケースすら出てきました。裁判所やFRCが虐待やDVのリスクを正しく評価できず、別居親に子を預けた際に同居親や子が被害に遭うケースが多発しました。09年には4歳の女児が父親と面会交流中に殺害される事件が起き、制度見直しの機運が高まりました。11年にフレンドリーペアレント条項を廃止し、共同養育より子の安全を優先することを明記する法改正がなされ、現在は「離別後も父母との関わりを継続することが子の利益」とする規定の見直しも検討されています。

日本では11年に民法766条が改正され、家庭裁判所は原則的に面会交流を実施する方針となりました。

1 親権

親が未成年の子に対して持つ権利と義務の総称。監護(子の世話や保護・監督)、教育の権利・義務と、子の居所指定や職業選択、財産管理に関わる法定代理権からなる。戦前は家長＝父親が親権者だったが、戦後は母親も親権を持てるようになった。婚姻中は共同親権で、離婚後は父母の一方が親権者となる。協議で合意できない場合は調停や裁判で決まる。親権の有無にかかわらず、扶養義務や相続権など法的な親子関係は残る。

2 民法766条

父母が離婚する場合は、子を監護する親や監護に必要な事項について、子の利益を考慮した上で協議で定めるとしている。協議できない場合は、裁判所が子育ての実績などを考慮して定める。11年の改正で監護に必要な事項の具体的内容として、面会交流と養育費が明記された。

日本も近年は別居親と子の関係維持を重視する傾向が強まっています。家裁の調査官調査や専門家の意見書で「子の拒絶反応が強く、面会は不可能」という結果が出て、裁判官が面会交流を勧める例も報告されています。同居親が面会交流に消極的な姿勢だと、調停や審判で不利に取り扱われる傾向もあります。

一方で、子と別居する親の当事者団体からは「裁判所が決める面会交流の回数が少ない」「同居親が拒めば実施できない」と不満の声が根強く、16年には父母に面会実施を促す「親子断絶防止法案(共同養育支援法案に改称)」が議員立法でまとめられました。離婚後共同親権を求める動きは、この延長上にあります。

しかし、17年には長崎市で面会交流のために元夫に会った女性が殺害され、兵庫県伊丹市では、面会中の父子無理解心中事件が起きました。いずれもDVがあったと報道されています。原則面会交流の法制化や離婚後共同親権導入には大きなリスクが伴うことを直視しなくてはなりません。

昨年には「国連・子どもの権利委員会」が日本に離婚後共同親権導入を勧告した」という報道もありました。

勧告は、司法行政手続までの子どもの意見表明権の保障や、虐待や暴力からの保護をした上で、「家庭環境」の項目で、困

難を抱えた家族を支援し「子の最善の利益に合致する場合には『shared custody』を認めるよう法改正を検討する」と求める内容です。この「shared custody」を「共同親権」と報じるメディアが多くありましたが、政府が公表している民法英訳も「parental authority」＝親権、「custody」＝監護」としているように、別の概念です。

離婚後共同親権は一見、平等・公平な制度のように見えますが、実際に法制度がどう機能するか、諸外国の経験から学ぶべきです。日本の問題は、父母が対等に協議し、子にとって適切な形で養育を分担するよう公的機関が支援する仕組みがないこと。困難な状況にある家族に国が責任をもって関与、支援していく制度作りをまず考えるべきではないでしょうか。

聞きたい一言

小川教授は「海外と日本の家族制度を単純比較することはできない」と指摘する。欧米は「共同養育が子の利益」という理念の下、法制度だけでなく、育児分担に関する父母の合意形成や、養育費取り立て・面会交流実施への公的支援も充実させたが、現実には面会時の暴力など弊害が起きているという。日本は、養育費確保や面会実施はほぼ当事者任せで、公的支援は乏しい。親権制度を見直す前に、海外の経験や日本の福祉政策の現状を踏まえた議論が不可欠ではないか。

国の責任で家族支援を